

審 査 基 準

令和3年9月8日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第3項（適用除外等）○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第3条（届出事項）○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課
問 い 合 せ 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通部 交通規制課駐車対策係
備 考：